

## 「日光市まちづくり基本条例」見直しに関する提案書提出にあたって

日光市まちづくり基本条例は、平成20年4月1日に施行されました。

この条例は、市民・市議会・市が一体となって、日光市のまちづくりを進めていくための市政経営の基本理念や基本原則、仕組みを定めたもので、日光市の最高規範として位置づけられています。

条例第28条においては、施行から4年を越えない期間ごとに、この条例を守り育てるための検討をしなければならないことが規定されています。子どもや孫の代に、日光市がもっと良くなっているよう、その時々の社会情勢に応じた見直しをしていかなければなりません。

令和7年度には、条例の見直しの検討を進めるため、市内の市民活動団体からの推薦委員で構成された「日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議」が設置されました。

本会議においては、条例見直しに係る検討事項として「過疎地域の指定変更」、子ども基本法及び条例における「子どもの定義」、また、市内で開催されたG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機とする「男女共同参画」、「女性活躍」、さらに、条例の前文に頻出する「心の概念」について様々な議論を重ねました。

その結果として、市民の手によって作られたこの条例を守り育てるために、今、必要とされている「まちづくり基本条例への思い」を盛り込んだ本提案書を提出します。

日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議